

令和 6 年 9 月 27 日

各団体の長 殿

埼玉労働局雇用環境・均等部長

### 地域の特性を活かした年次有給休暇取得促進について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、  
厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和  
4年に 62.1%と、前年より 3.8 ポイント上昇し、過去最高を更新したものの、  
依然として政府目標である 70%とは乖離があります。

このため、埼玉労働局では、年休の計画的付与制度の導入促進を図るとともに、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や連続休暇の取得しやすい時季（夏  
季、年末年始及びゴールデンウィーク）に集中的な広報を行うなど、年休を積  
極的に取得する機運の醸成を図っているところです。

今般、埼玉県公労使会議※では、地域が一体となって年休の取得促進等に取  
り組んでいただくことを目的に、「令和 6 年度働き方改革推進キャンペーン」と  
銘打ち、埼玉県民の日のある 11 月を「働き方改革推進期間」とし、地域の特性  
を活かしたポスター及びリーフレットを作成いたしました。

つきましては、貴職におかれても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封の  
ポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌への掲載等により、傘下企業等  
への周知に御協力いただきますようお願ひいたします。ポスターは、企業が当  
該期間における自社の取組事項を記載し、社内に周知していただける仕様とな  
っておりますので、御活用ください（取組事項について別添「ポスター記載例」  
参照）。

なお、ポスター及びリーフレットは、以下に掲載しておりますので、併せて  
御活用ください。

※埼玉県公労使会議…埼玉県内の行政、労働団体、経済団体の代表者が雇用・労働の課  
題に対する認識を共有しながら、効果的な解決策を検討するために設置されております。

- 埼玉労働局ホームページ（ポスター・リーフレット掲載）  
「埼玉県公労使会議 ▶令和 6 年度 働き方改革推進キャンペーン（11 月）」  
[https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/hatarakikat-kaikaku/rodojikan-consultant.html#0](https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hatarakikat-kaikaku/rodojikan-consultant.html#0)
- 働き方・休み方改善ポータルサイト（全国のリーフレットを掲載）  
「地域の特性を活かした年次有給休暇取得促進の取組」コンテンツ  
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/area/?torikumi=4>

＜担当＞埼玉労働局雇用環境・均等部  
電話：048-600-6210